

令和 4 年 6 月 17 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二

「訪日外国人旅行者周遊促進におけるレンタカー活用のための受入環境整備事業」の委託に係る
企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「訪日外国人旅行者周遊促進におけるレンタカー活用のための受入環境整備事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10. (1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限 : 令和 4 年 6 月 24 日(金)17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書 (※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 企画提案指示書配付開始 | 令和 4 年 6 月 17 日(金)17 時 |
| (2) 参加表明締切 | 令和 4 年 6 月 24 日(金)17 時 |
| (3) 企画提案書提出締切 | 令和 4 年 7 月 8 日(金)17 時まで |
| (4) 企画審査会 | 令和 4 年 7 月 中旬予定 |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

地域支援本部地域観光部 担当 : 記虎 (きとら)、武内

電話 : 011-231-0941 fax : 011-232-5064

E-mail : ka_kitora@visithkd.or.jp

t_genta@visithkd.or.jp

「訪日外国人旅行者周遊促進におけるレンタカー活用のための受入環境整備事業」
企画提案指示書

1. 委託業務名

「訪日外国人旅行者周遊促進におけるレンタカー活用のための受入環境整備事業」委託業務

2. 事業目的

近年は、道内周遊交通手段にレンタカーを選択する利用者が増加傾向にあり、訪日外国人旅行者においても同様に増加している。中でも新千歳空港では、レンタカー利用割合が全国主要7空港の内2番目に利用率が高く、広大な北海道において二次交通手段としてレンタカーの需要が増加傾向にある。

レンタカー利用者数の増加に伴い、効率的な広域周遊のニーズが高まる一方で現状はニーズに十分応えられる情報提供環境が伴っていない。日本滞在中に旅行情報源としてスマートフォンを活用する旅行者が増加しており本事業では、当機構運営サイト「HOKKAIDO LOVE!」内の【Trip Planner】にて検索したモデルルートをユーザー使用スマートフォンの地図情報提供サービス（Google Map等）へ遷移させ、インバウンドのレンタカー利用の利便性を向上させる。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

7,700千円

6. 業務内容及び実施方法

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応することとする。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

北海道全域

《メインターゲット》

香港、シンガポール

《メインターゲット属性》

多様な観光目的をもったFIT／リピーター／観光情報取得にスマートフォンを利用する層

《事業実施ステップ》

Step 1 : システム構築及び「HOKKAIDO LOVE!」内【Trip Planner】の整備・実装。

- ① 【Trip Planner】ルート（周遊プラン）作成時、検索結果に「Google Map ボタン」が表示（日にちごとに MAP ボタンが掲載）
- ② MAP ボタンを押すと Google Map に飛び、①の訪問ポイントがプロットされる
- ③ ②を使って経路案内をする（カーナビとして使用）

Step 2 : ユーザーにカーナビとして利用してもらい、レンタカーを活用した道内周遊促進を図る

（1）受入環境整備事業

- ① 訪日外国人旅行者に効率よく道内周遊を提案する多言語ページを準備する。
北海道観光振興機構が運営する北海道観光公式サイト「HOKKAIDO LOVE!」にて検索可能な道内7空港をゲートウェイとする周遊モデルルートをユーザーのスマートフォンの地図情報提供サービス（Google Map 等）へ遷移させる。
- ② 旅ナカのユーザーには、上記にて得た情報をカーナビとして利用いただき、ストレスなく道内周遊旅行を楽しんでいただく。

※WEBサイトの整備やアプリの整備を実施する場合

- ① 「HOKKAIDO LOVE!」内【Trip Planner】で作成したルートのページ内に地図情報提供サービスへのリンクボタン等を実装し、迅速な地図情報提供サービスへの遷移を実現する。
- ② 「特集ページについて」
特集ページについては、本事業（システム整備）によりレンタカーによる道内周遊における情報収集並びに移動にかかるナビゲーションが容易になったことを周知し認識いただくため、外部サイト（予約サイトを想定）へ機能紹介ページの掲載を予定。

※アクセスユーザ数やダウンロード数を獲得する工夫

これまで【Trip Planner】については、旅マエ利用を想定した取組が主であったため、本事業により旅ナカ（特にレンタカー利用時）でも有効となる。これに伴い、これまで公共交通機関やタクシーにて周遊していた旅行客のレンタカー利用のハードルが下がり（気にいったルートの効率的な周遊ルートがわかり、かつ現地でナビゲーションとしても利用可能）、レンタカー利用者が増加した際に旅マエ・旅ナカの複数回の利用が想定される。また、レンタカー協会と連携し、レンタカー店舗に来訪した訪日外国人へカーナビとして【Trip Planner】の利用を案内してもらう。

（2）目標と成果指標

① 受入環境整備事業

アウトプット：Trip Planner から Google Map へ遷移するモデルルート数/130ルート 2022年10月 事業者報告及びシステム実装版公開により確認

アウトカム：「HOKKAIDO LOVE!」内【Trip Planner】へのアクセス数（合計）11,675PV（令和4年10月～令和5年2月）、2023年3月 事業実施報告書にて確認
「HOKKAIDO LOVE!」内【Trip Planner】から Google Map ボタンによる Google Map 遷移率/1.5% 2023年3月 事業実施報告書にて確認

(3) 旅行者の混雑や密の低減への対応

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（日本旅行業協会、全国旅行業協会）、鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）ならびに北海道指針（北海道スタイル）を遵守する。

- ① マスクの着用
- ② 身体的距離の確保（2メートルを目安）
- ③ 外気の取り入れ。または、こまめな換気（30分おき程度）
- ④ 手洗い、消毒の実施（外から施設への入室時等）
- ⑤ スタッフは朝、出勤時に検温を行い、発熱や風邪の症状等がある場合は出勤を取りやめる。（発熱の目安は平熱＋1℃以上。咳、のどの痛み、味覚や嗅覚に異常、COCOAより感染者との接触が通知された場合などについても出勤を取りやめる。）

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体（以下「コンソーシウム」という。）であること。
- (2) コンソーシウムは構成員の中で1人以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員とし

て、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

（４）コンソーシアムにおいては、（２）、（３）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。企画提案応募条件等

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

（１）企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

（２）実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

（３）業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

（４）経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和 4 年(2022 年)6 月 24 日（金）17 時 参加表明締切

令和 4 年(2022 年)7 月 8 日（金）17 時 企画提案書提出期限

令和 4 年(2022 年)7 月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

（１）参加表明 令和 4 年(2022 年)6 月 24 日（金）17 時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可（E-mail : ka_kitora@visithkd.or.jp）とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名（コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名）、代表者名

②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容

（２）提出期限 令和 4 年(2022 年)7 月 8 日（金）17 時

（３）提出場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 - 1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部（担当：記虎（きとら）、武内）

（４）提出部数 8 部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 7 部）

（５）提出方法 提出場所に持参又は郵送（※ファクシミリ、メールでの提出は不可）

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

1.1. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

ア. 本企画提案指示書 7. 事業内容に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

イ. 各費用明細は、人件費・宿泊費・交通費・謝金等を含む金額とする事。

ウ. 見積明細毎の経費内訳（人件費・宿泊費・交通費・謝金・コロナ対策費・システム運営費・備品使用料 等）を別紙で提出すること

見積書(例)

(単位：円、税込み)

項目	費目	単価	数量	単位	計
1.WEB サイト 改修費・構築費					
(1) Trip planner デザイン改修		XXX,XXX			X,XXX,XXX
(2) モデルルート実装		XXX,XXX			X,XXX,XXX
2.コンテンツ ディレクション費					
(1) 編集					
(2) 英語、繁体字翻訳		XXX,XXX			X,XXX,XXX
(3) CMS 登録		XXX,XXX			X,XXX,XXX
3.一般管理費		XXX,XXX			X,XXX,XXX
4.調整額					▲XXX,XXX
合計					XX,XXX,XXX

※当方が求める内容と齟齬がなく、的確な提案を受けることができるよう記載を工夫すること。

1 2. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。

- (1) 日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。
- (4) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。

1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (13) 本事業は観光庁が令和4年度に実施する「令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は本指示書及び、観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に沿った業務遂行とすること。尚、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部地域観光部 担当：記虎（きとら）、武内

電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064

E-mail：ka_kitors@visithkd.or.jp、t_genta@visithkd.or.jp